

桑名市社会福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月25日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第15号

桑名市社会福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

桑名市社会福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則（平成16年桑名市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「に対する必要な」を「の自立を助長するための相談及び」に改め、同条中第19号を第22号とし、第12号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、同条第11号中「第55条の6」を「第55条の7」に改め、同号を同条第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 生活保護法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給に関すること。

(13) 生活保護法第55条の6に規定する報告の請求に関すること。

第2条第10号中「及び第55条の5」を削り、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 生活保護法第28条第2項に規定する報告の請求に関すること。

第3条第1号中「第21条の25に規定する居宅支援の措置」を「第21条の6に規定する障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供又はその委託」に改める。

第9条第1号中「第47条第3項から第5項まで」を「第47条第3項から第6項まで」に、「相談指導等」を「相談及び援助」に改める。

第12条第1号中「第4条」を「第5条」に改め、同条第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同条第3号中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。